

津ヨットハーバー利用のご案内

H26.4.1

津ヨットハーバー（以下『ハーバー』という。）施設の円滑な運営を図るため、津ヨットハーバー管理規則及び次の事項を厳守して下さい。

（１） 利用時間及び定休日

【定休日及び利用時間】

事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休業日	毎週水曜日	毎月第3水曜日					毎週水曜日	毎週火曜日・水曜日				
営業時間（平日）	8時30分～17時00分											
営業時間（土、日、祝）	8時00分～18時00分						8時30分～17時00分					

- ・火曜日定休日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（翌日水曜日も定休日）にあたる場合その翌々日。
- ・水曜日定休日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその翌日。
- ・年末年始の休業日。（12月29日～翌年1月3日）
- ・定休日及び利用時間外は機械警備のため、ハーバー内への入退場については※暗証番号が必要となります。

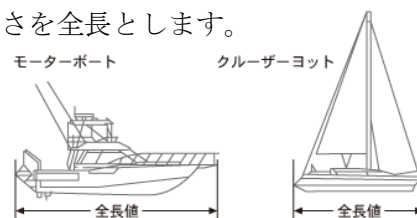
（２） 申請対象となる艇の種類

艇置場（陸上艇置場・艇庫内・ラック式置場）の使用許可申請対象となる艇は、『ディンギーヨット』、以下の全ての要件を満たした『動力付ボート』および『動力付ヨット』、その他（一財）伊勢湾海洋スポーツセンター理事長（以下『管理者』という。）が認めた艇（以下これらを『艇』という。）に限ります。

- ① 全長 15m以下・全幅 4.5m以下・総重量 17t（推定）以下の艇であること。
- ② 艇体および船底（シャフト位置等含む）の形状が確認できる写真等で、申込者と管理者が協議した結果、ハーバーにおいて安全に管理できることが確認できた艇であること。
- ③ 有効な船舶検査証書を取得していること。
- ④ 船舶検査証書の用途欄が『プレジャーモーターボート』又は『プレジャーヨット』となっていること。

（３） 全長の計測方法

艇の全長は、艇の先端（固定式付属品含む）から最後尾（固定式付属品含む：船外機・船外機のドライブ部分・舵を除く）までの実測値とします。ただし図面等により全長が確認できる艇についてはその数値を全長とします。（船舶検査証書記載の『船舶の長さ』ではありません。）また、船台使用時に船台が艇の端を超えている場合は、その超えている部分を加算した長さを全長とします。



（４） 申請資格者の条件

艇置場の使用許可申請を行うことができるのは以下のいずれかの条件を満たした方です。

- ① 申請時に艇の所有者であり、3ヶ月以内にその艇をハーバーに搬入できる方。
- ② 6ヶ月以内に艇を購入される方。（購入が決まり次第、納入年月が記載された購入契約書等を提示してください。）なお、契約書等を提出されるまでは、1ヶ月単位の申請となります。

(5) 申請方法および必要書類

申請は申請書に必要事項を記載し、下記の書類および該当する使用料金をそえて、管理者に提出してください。提出された書類の内容と搬入された艇に相違がある場合は、その艇を搬出していただく場合があります。

- ① 艇置場使用許可申請書（第1号様式）
- ② 「船舶検査証書」「船舶検査手帳」「小型船舶登録事項通知書」（検査を受ける対象となる艇の場合）
なお、各書類をコピーさせていただきます。
- ③ 艇体および船底（シャフト位置等含む）の形状が確認できる写真等。
- ④ 代理人が手続きをする場合は、申請者（所有者）の委任状。（指定用紙）
- ⑤ 申請する艇が共同所有の場合は、共同所有者の委任状。
- ⑥ 申請手続きを行う方が本人と確認できるもの。（運転免許証、小型船舶操縦士免許証等）

(6) 艇置場、棧橋の使用について

- ① ハーバーの維持管理上必要と判断した場合は、管理者により艇を移動させていただきます。
- ② 艇置場（ラック式置場を除く）を利用される場合は※船台を使用し、その船台は管理者と協議して安全に使用できる船台にしてください。※船台には専用の牽引用金具を取り付けていただく必要があります。
- ③ 艇の使用に関係のない物は、持ち込みをお断りします。
- ④ 使用許可された棧橋においても管理者の判断により、一時的に他の艇を係留させていただくことがあります。
- ⑤ 目的外の使用および転貸はできません。
- ⑥ 管理者が不当と認めた場合は、ハーバー施設の利用をお断りすることがあります。

(7) 許可事項の変更について

使用許可期間中に許可内容（住所・艇名等）を変更する場合は、あらかじめその旨を管理者に連絡し変更に係わる手続きをしていただきます。なお、艇置場の使用料は還付いたしません。

(8) 保管責任等について

利用者は、艇および備品の保管に留意し、特に暴風雨等による被害が想定される場合は、自艇の保全並びに他艇等に被害を及ぼさないよう、各自において十分注意してください。

- ① ハーバー内において第三者との間に生じた事故等は、当事者間で解決してください。
- ② 艇の保守管理は各自の責任で行ってください。自然災害、第三者の行為等、管理者の責に帰することのできない事由によって被った損害について、管理者は、その損害を賠償いたしません。
- ③ 艇の所有者は、艇の保全及び事故発生に備え、必要な保険に加入するよう努めてください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター

〒514-0803 三重県津市津興字港中道北370

電話：059-226-0525 Fax：059-226-0556

e-mail :tsu-yh.ztv.ne.jp URL: <http://www.tsu-yachtharbor.jp>